

# 鳥取縣公報

## 告示

◇鳥取縣訓令甲第十號

市 町 村 長  
地 方 事 務 所 長

昭和二十三年常住人口調査事務取扱手續を次のように定める。

昭和二十三年六月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年常住人口調査事務取扱手續

第一條 昭和二十三年常住人口調査の事務は昭和二十三年常住人口調査規則（以下規則と稱す）昭和二十三年常住人口調査施行心得（以下心得と稱す）に定めるものゝ外本手續に依る。

第二條 市町村長は市役所又は町村役場内に常住人口調

昭和二十三年六月二日  
外 水曜日

査係を置いて管内に於ける常住人口調査の事務を處理しなければならぬ。

常住人口調査係に係長及係員若干名を置き所屬吏員中より市町村長之を命じなければならぬ。

市町村長前項の係長及係員を任命したときは直に其の職、氏名を知事に報告しなければならぬ。其の異動があつたとき亦同じである。

第三條 規則第十三條の規定に係る境界の設定に關して關係市町村長の協議が調わなるときは直ちにその事由を具して圖面を添え關係市町村長連署の上之を知事に報告しなければならぬ。

第四條 心得第十條の規定による調査區の設定認可申請書は別記第一號様式に依つて知事に提出しなければならぬ。

第五條 市町村長は調査事務の執行指導監査をさせるた

め市町村に人口調査指導員として適當な者を選定し別記第二號様式に依つて昭和二十三年六月三十日迄に之を知事に報告しなければならない。

なお指導員はなるべく民間人の中から選ばれたい。指導員の設置基準は左の通りである。

人口一万余の市町村には一名を置く。  
人口一万以上の市町村には人口一万余に一人を置く。  
右の人口は昭和二十二年臨時國勢調査人口に依る。

第六條 市町村長は調査區の實況に通じ人口調査員（豫備員を含む）として適當な者を選定し別記第三號様式に依つて昭和二十三年六月三十日迄に之を知事に内申しなければならぬ。

水面の調査その他特別の事情に依つて二名以上の人口調査員で一調査區を擔當せしめようとするときは前項内申書に其の事由を記載した書面を添付しなければならない。

第七條 規則第十六條の告示を爲したときは直にその年月日を知事に報告しなければならない。

心得第三十條の異動の告示を爲したときも亦同じである。

第八條 心得第十四條の規定に依つて人口調査員を招集しようとするときは期日前五日迄に之を知事に報告しなければならない。

第九條 心得第十八條に依つて調査票用紙の交付を終え不足を生じた場合は別記第四號様式に依つて之を知事に請求しなければならない。

第十條 心得第二十五條の規定に依る統計表は昭和二十三年八月十五日迄に、他市區町村受配者カード及他市區町村保有者カードは昭和二十三年八月十日迄に、照査表は昭和二十三年八月二十日迄に知事に提出しなければならない。

第十一條 規則第二十一條の規定に依る報告は電話又は電報を以つて之を爲さねばならない。

附 則

この訓令は公布の日から之を施行する。  
この訓令に於いて町村長より知事に提出し又は報告する

ものは地方事務所長を経由しなければならない。

第一號様式

人口調査區設定認可申請書

本市（町村）人口調査區左の通りに設定致したいので認可願いたく申請する。

昭和 年 月 日

何市（何郡何町村）長 氏 名 圖

知 事 宛

記

調査區番號	區 域	世帯概數	人口概數	備考
計				

注意一、調査區番號順に記載すること。

二、連合國軍關係、監獄、矯正院及飯場等特別調査區を設けたる場合は備考欄に附記すること。

第二號様式

人口調査指導員内申につき

左記の者を本市（町村）人口指導員として適當と認めるので内申する

昭和 年 月 日

何市（何郡何町村）長 氏 名 圖

知 事 宛

記

住 所	職 業	氏 名	出 生 年月日	履 歷 概 要	備 考
-----	-----	-----	------------	---------	-----

注意一、履歷の概要欄は「何學校卒業」「元町村長」「現統計職員」「元國勢調査員」等のように記載する。

第三號様式

人口調査員内申について

左記の者を本市（町村）人口調査員として適當と認めるので内申する

昭和 年 月 日

何市（何郡何町村）長 氏 名 圖

